

宿泊約款

■適用範囲

- ・ 当旅館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めによる
ところとし、この約款の定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるもの
とします。
- ・ 当旅館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その
特約が優先するものとします。

■宿泊契約の申込み

- ・ 当旅館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当旅館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名・人員・連絡先（電話番号）
 - (2) 宿泊日及び到着予定時間
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料金による）
 - (4) その他、当旅館が必要と認める事項
- ・ 宿泊客が、宿泊中に宿泊予定日を越えて継続を申し入れた場合当旅館は、その申し入れがなされ
た時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

■宿泊契約の成立等

- ・ 宿泊契約は、当旅館が申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当旅館が承
諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- ・ 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本
宿泊料を限度として当旅館が定める申込金を当旅館が指定する日までに、お支払いいただきま
す。
- ・ 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、残金があれば料金の支払いの
際に返還します。
- ・ 申込金を当旅館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失う
ものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり当旅館がその旨を宿泊客に告知
した場合に限ります。

■申込金の支払いをようしないこととする特約

- ・ 当旅館は、契約の成立後申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- ・ 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当旅館が申込金の支払いを求めなかった場合および
当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約にもうじたものとして取り扱
います。

■宿泊契約締結の拒否

- ・ 当旅館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風紀に反する行
為をするおそれがあると認められたとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められ
るとき、あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。